

岩手県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和2年岩手県告示第315号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 大船渡市、釜石市、奥州市及び気仙郡住田町
- （2） 実施した期間 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基準点現況調査
- 2（1） 実施した地域 岩手県全域
- （2） 実施した期間 令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 航空重力測量